

株主の皆さまへ

# 株式会社関西アーバン銀行 及び株式会社近畿大阪銀行との 経営統合について

## CONTENTS

### 経営統合の概要

- 1 経営統合の目的及び経営統合の方式…… 1
- 2 本持株会社の概要…………… 3
- 3 株式交換に係る割当ての概要 …… 4
- 4 統合グループの目指す姿 …… 5
- 5 経営統合に向けたスケジュール …… 11
- (ご参考) 統合各社の概要 …… 12
- 経営統合に関するQ & A …… 13

※なお、本臨時株主総会補足資料における用語は、別途の記載のない限り、同封の臨時株主総会参考書類によるものとします。各用語については、臨時株主総会参考書類をご参照下さい。

想いを、まちへ。



みたと銀行

証券コード：8543

## 1 経営統合の目的及び経営統合の方式

### ◆ 経営統合の目的 ◆

当行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行は、統合各社のそれぞれの強み・特性を活かしつつ関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであるとの基本認識のもと、統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をベースに、「**関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル**」の構築に向けて、統合準備委員会を設置して企業理念、ガバナンス、経営方針、ビジネスモデル、統合形態などの協議・検討を進めてまいりました。その結果、中間持株会社「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」（以下、「本持株会社」又は「関西みらいFG」）の下に統合各社が結集する経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、平成29年9月26日、本経営統合を行うことについて最終合意致しました。

### ◆ 経営統合の方式 ◆

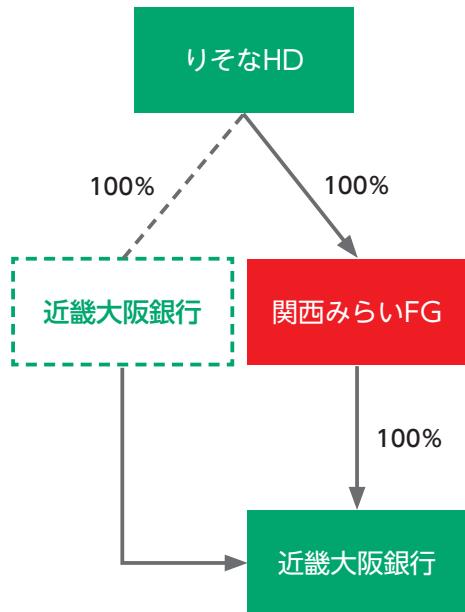
下記①から③の3段階のステップを経て、当行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の各社が関西みらいFGの完全子会社となる持株会社方式によるものと致します。そして、かかる統合の結果、株式会社りそなホールディングス（以下、「りそなHD」）は関西みらいFGを議決権の51%程度を有する連結子会社とし、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「SMFG」）はその子会社を通じた保有分を含めて関西みらいFGの議決権の22.3%から26.3%程度を保有し関西みらいFGを持分法適用関連会社と致します。概要についてはP 2をご参照下さい。

- ① りそなHDによる関西みらいFGの設立、りそなHDによる関西みらいFGの増資の引受け、りそな銀行から関西みらいFGに対する貸付の実施、及び、りそなHDが保有する近畿大阪銀行の株式の全ての関西みらいFGへの譲渡
- ② りそなHDによる当行の普通株式及び関西アーバン銀行の普通株式を対象とする上限付き公開買付けの実施並びに三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行の第一種優先株式の取得
- ③ 関西みらいFGによる当行及び関西アーバン銀行との株式交換の実施（平成30年4月1日の効力発生を予定）

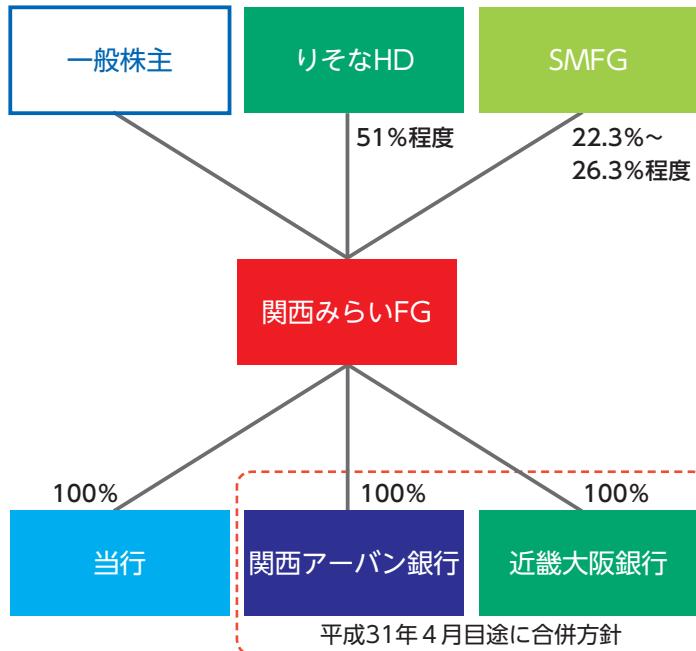
■ 平成29年11月に関西みらいFGを設立

■ 平成30年4月に当行、近畿大阪銀行及び関西アーバン銀行による経営統合

■ 平成29年11月～12月



■ 平成30年4月



✓ リソナHDが、関西みらいFGを100%出資により設立

✓ 関西みらいFGは、近畿大阪銀行を完全子会社化

✓ 関西みらいFGは、当行、関西アーバン銀行を完全子会社化

✓ リソナHDは、関西みらいFGの51%程度を保有（連結子会社化）

✓ 関西みらいFGは東京証券取引所に上場

## 2 本持株会社の概要

### ◆ 社名と経営理念 ◆

# 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ

(英文名称) Kansai Mirai Financial Group, Inc.

統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係を深化させるとともに、社員が大きなやり甲斐と誇りをもって働く、本邦有数にして関西最大の地域金融グループを創設し、関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデルを構築する決意を社名に込めています。

### 経営理念

関西の未来とともに歩む金融グループとして、  
お客さまとともに成長します。  
地域の豊かな未来を創造します。  
変革に挑戦し進化し続けます。

### ■ 会社概要 (平成30年4月経営統合時)

本店所在地	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
代表者の就任予定	代表取締役兼社長執行役員 菅哲哉 なお、代表取締役は4名とし、その他の代表取締役3名には、経営統合時における、当行頭取、関西アーバン銀行頭取、近畿大阪銀行社長が就任予定
機関設計	監査等委員会設置会社
大株主及び持分比率	りそなホールディングス51%程度 (設立時 同 100%)
決算期	3月31日
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ
株主名簿管理人	三井住友信託銀行

上記記載以外の役員につきましては、経営統合時までに改めてお知らせいたします。

### 3 株式交換に係る割当ての概要

#### ◆ 株式交換比率 ◆

##### ■ 株式交換比率

当行の普通株式 1 株につき、本持株会社の普通株式2.37株を割当て交付します。

	本持株会社（株式交換完全親会社）	当行（株式交換完全子会社）
普通株式の交換比率	1（普通株式）	2.37（普通株式）

##### ■ 本株式交換において本持株会社が交付する新株式数（予定）

本持株会社は、当行及び関西アーバン銀行との株式交換に際して、普通株式310,458,808株を新たに発行し割当て交付する予定です。

##### ■ 株式交換比率の算定

株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を期すため、当行はEYTASを、りそなHDはメリルリンチ日本証券株式会社を、関西アーバン銀行はPwCアドバイザリー合同会社を、株式交換比率等の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定のうえ、それぞれ経済条件の分析又は算定を依頼し、当該第三者算定機関による分析又は算定結果を参考に、それぞれ統合各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、またりそなHDにおいては一連の本経営統合に関する条件を全体として検討し、全当事者間で株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、本株式交換における株式交換比率を決定し、合意致しました。

当行はEYTASから、本株式交換比率は、りそなHD、SMFG、三井住友銀行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行以外の当行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。なお、本株式交換比率に係る第三者算定機関の分析概要については、同封の「招集ご通知 P 8～P 19」をご参照願います。

##### ■ 新株予約権の取り扱い

本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当てについては、「招集ご通知 P 30及び P 33～P 39」及び「臨時株主総会 臨時株主総会参考書類<別冊> P 8～P 43」をご参照願います。

## 4 統合グループの目指す姿

### ■ 統合グループの経営戦略

P 3に掲げる経営理念のもと、以下の3つの柱を軸として、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」を構築することで、関西経済への深度ある貢献を実現してまいります。

- 統合各社が培ってきた強みの共有とワンストップで高度な金融サービス、ソリューションの提供を通じ、地域の幅広いお客さまとの関係を更に深掘りすることで、地域社会の発展・活性化に貢献してまいります。
- オペレーション改革のノウハウ共有や事務・システムの統合等を通じて、業務効率と生産性の飛躍的な向上を実現するとともに、お客さまに圧倒的な利便性を提供してまいります。
- お客さま・地域の期待にお応えするために、関西最大にして本邦有数の金融ボリュームに相応しい収益性・効率性・健全性を実現してまいります。

#### 地域社会の発展・活性化への貢献

- 各行が培ってきた強みの共有
- ワンストップで高度な金融サービス、ソリューションの提供

関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル



関西みらいフィナンシャルグループ



みなと銀行



関西アーバン銀行



近畿大阪銀行

#### 生産性とお客さま利便性の両立

- オペレーション改革のノウハウ共有
- 事務・システムの統合等

#### 本邦有数の金融ボリュームに相応しい 収益性・効率性・健全性の実現

- 活力ある関西市場のポテンシャル
- スケールメリットによる優位性

## ■ 統合グループによるシナジー創出に向けた施策の概要

## ■ 統合各社の強みの発揮と共有、相互補完、新たなサービスの提供により関西経済への深度ある貢献を実現します

### マザーマーケットである関西でのプレゼンスの更なる向上と 関西経済への貢献

#### ● 関西における圧倒的なプレゼンスと地元密着リレーションの発揮

- ✓ 地元関西の中小企業・個人にフォーカスした事業戦略の深化
- ✓ 信託・不動産機能を活用したお客さまに役立つ承継ソリューション等の提供
- ✓ 創業支援、ものづくり企業支援等プログラムの充実による地方創生への取り組みを加速

#### ● 地銀トップクラスの個人向けビジネスをさらに磨き、お客さまの資産形成をサポート

- ✓ 地銀トップクラスの住宅ローンを更に強化
- ✓ 地銀No.1の投資信託残高、加えてファンドラップ、個人型DCなど多様な商品を新たに展開

#### ● お客さま基盤と店舗ネットワークを活かした圧倒的な利便性を提供

- ✓ 海外進出サポート、M&A、ビジネスマッチングなどお客さまのビジネス創出ニーズへの対応
- ✓ 地銀最大の店舗ネットワークに加えて、りそなグループも含めたATM相互利用

5年後

業務粗利益  
増加  
220億円

営業人員への  
再配置  
370名

### グループメリットを最大限活かした業務効率と生産性向上

#### ● 事務・システムをりそなグループの共通プラットフォームに統合

- ✓ 少人数運営による生産性向上と営業セールス時間の拡大
- ✓ システムコストの低減と最先端技術活用の両立

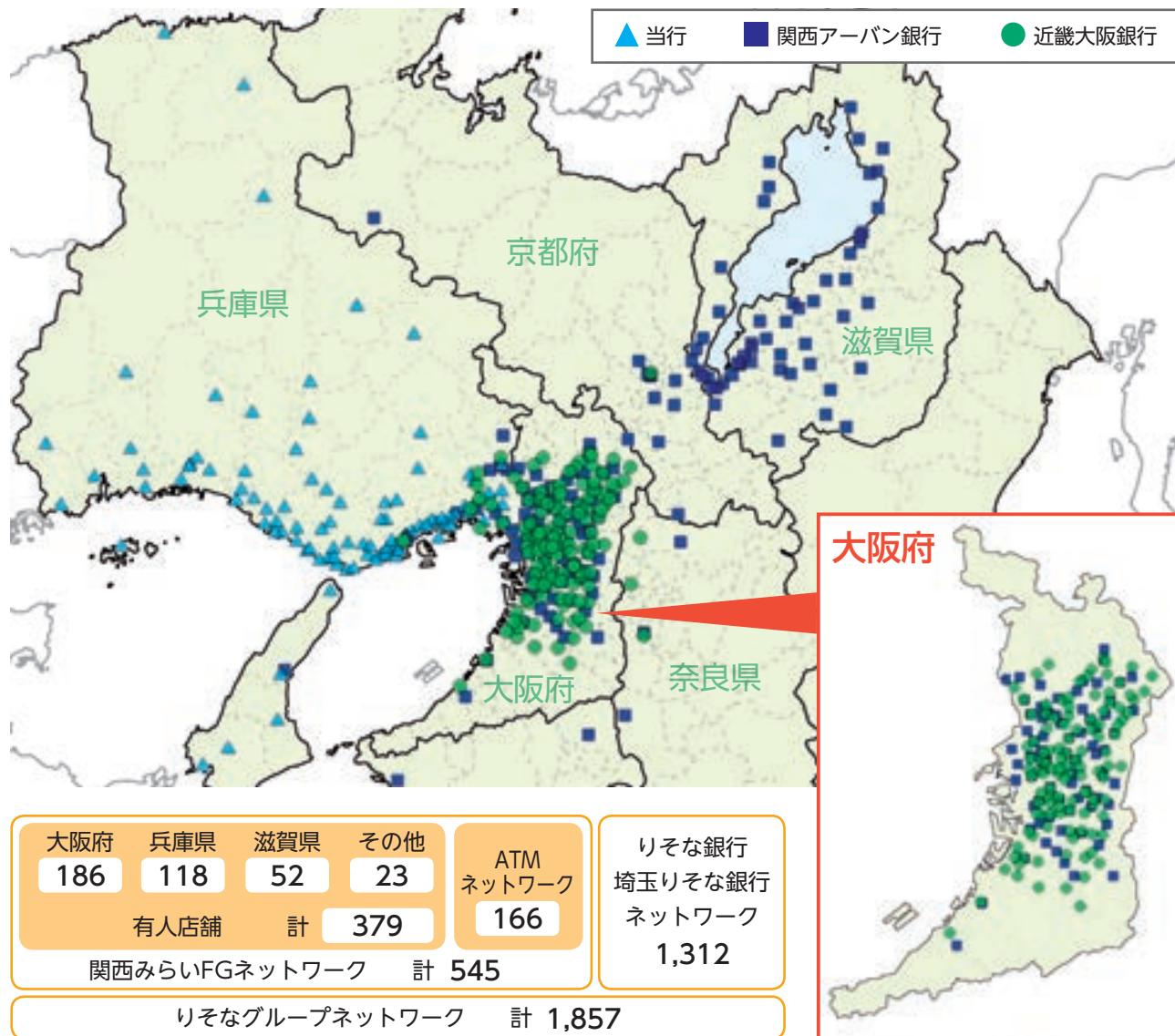
#### ● お客さま接点の拡大に向けた営業人員の拡大

- ✓ 本部組織のスリム化、合併新銀行のチャネル最適化等による営業人員の再配置

経費削減  
130億円

■ エリア・チャネルの拡充

■ マザーマーケットにおける圧倒的な存在感のある店舗ネットワークを実現します



## ■ システム統合方針

■ システムはりそなグループの事務・システムに統合する方針です

■ 万全を期した上で、圧倒的なスピード感で実行します



## システム統合

### 1. お客さまサービス等の機能向上

- 24時間/365日稼働（グループ内為替即時振込）
- 印鑑レス、ペーパーレス、生体認証等

### 3. 事務から営業へのシフト

- 営業店事務の統一
- 後方事務の集約

### 2. グループ内サービスの機能向上

- 関西みらいFG内での共通したサービス対応
- りそなグループも含めた店舗ネットワークの活用

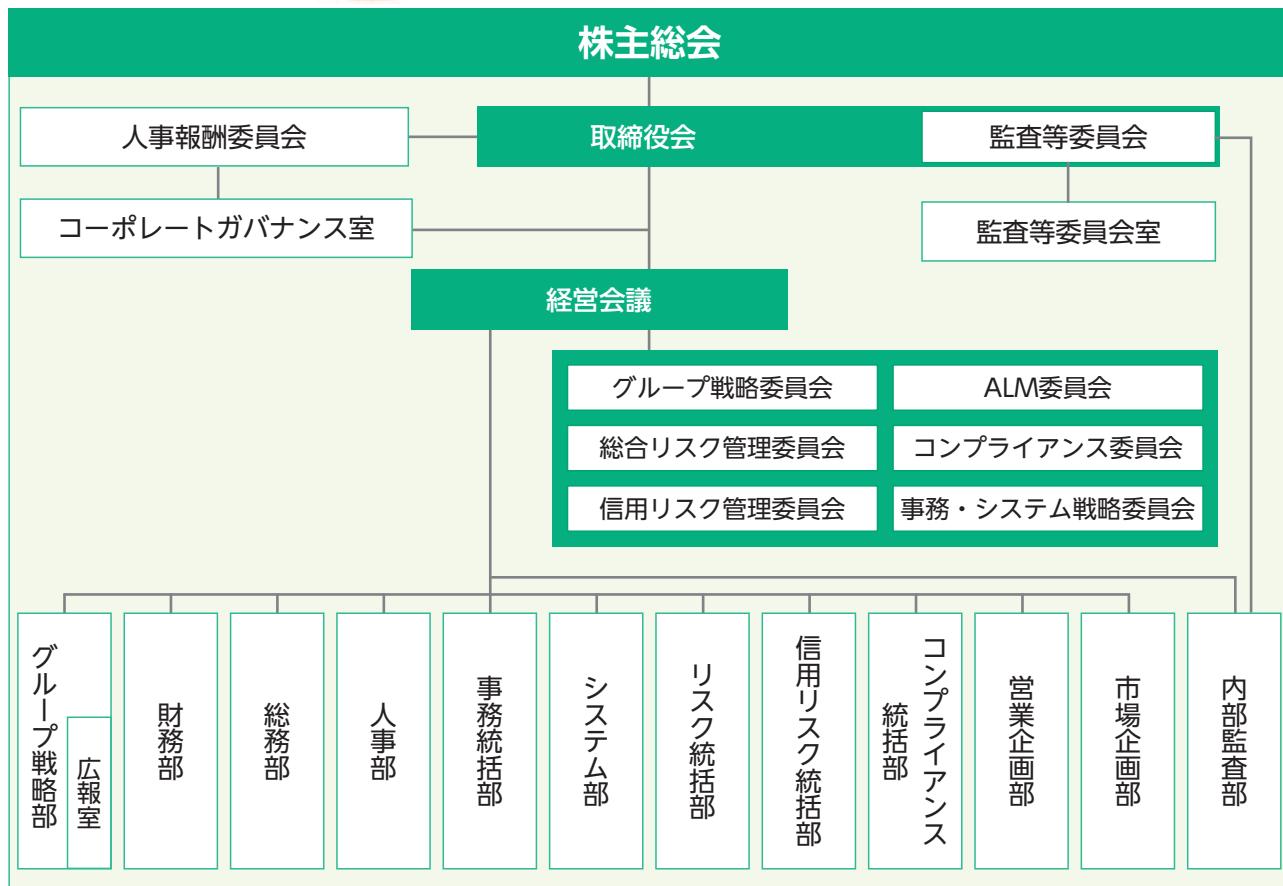
### 4. システム運営の強化

- 共同運営によるランニングコストの低減
- 大規模開発力の確保

■ ガバナンス・組織体制

■ 透明性・実効性の高いコーポレートガバナンス体制を構築します

監査等委員会設置会社、任意委員会として人事報酬委員会を設置



■ 統合グループの5年後の経営目標

- 関西みらいFGは、下記経営指標において経営統合から5年後を目途に地銀トップクラスの水準を目指します

	平成29年3月期実績				単純合算	5年後の目標水準
	当行	関西アーバン銀行	近畿大阪銀行	単純合算		単純合算
業務粗利益 (億円)	441	607	433	1,482	1,700億円	
経費 (億円)	335	420	376	1,132	1,000億円	
実質業務純益 (億円)	105	186	57	349	700億円	
OHR	76.0%	69.2%	86.7%	76.4%	60%未満	
預金 (兆円)	3.1	4.0	3.2	10.4	12兆円	
貸出金 (兆円)	2.5	3.8	2.4	8.8	10.5兆円	

経営目標（自己資本比率、ROEを含む）については、今後策定する事業計画において改めてお知らせします。

## 5 経営統合に向けたスケジュール

### ■ 株式交換等の日程

平成29年9月26日	本統合契約の締結
平成29年10月31日	当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会並びに関西アーバン銀行の普通株主及び本優先株式の株主による種類株主総会の基準日
平成29年11月14日	本持株会社の設立、本株式交換に係る株式交換契約締結
平成29年12月7日	りそなHDが保有する近畿大阪銀行の全株式の本持株会社への譲渡
平成29年12月26日	本持株会社、当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会、関西アーバン銀行の普通株主及び本優先株式の株主による各種類株主総会
平成29年12月27日(予定)	当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けの開始日
平成30年2月14日(予定)	当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けの終了日
平成30年2月20日(予定)	三井住友銀行が保有する本優先株式のりそなHDへの譲渡
平成30年3月28日(予定)	当行の普通株式及び関西アーバン銀行の普通株式の上場廃止
平成30年3月30日(予定)	当行の議決権基準日削除に係る定款変更の効力発生
平成30年4月1日(予定)	本株式交換の効力発生 本持株会社普通株式のテクニカル上場
平成31年4月頃(予定)	関西アーバン銀行と近畿大阪銀行の合併

## ご参考 統合各社の概要

(平成29年3月末時点)

	当行	関西アーバン銀行	近畿大阪銀行			
商号	株式会社みなと銀行	株式会社関西アーバン銀行	株式会社近畿大阪銀行			
設立年月日	昭和24年9月6日	大正11年7月1日	昭和25年11月24日			
本店所在地	兵庫県神戸市中央区三宮町 2丁目1番1号	大阪府大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	大阪府大阪市中央区備後町 2丁目2番1号			
代表者	代表取締役 頭取 服部 博明	代表取締役 頭取 橋本 和正	代表取締役 社長 中前 公志			
事業内容	普通銀行業務	普通銀行業務	普通銀行業務			
資本金	274億円	470億円	389億円			
発行済株式数	普通株式 41,095千株	普通株式 73,791千株 第一種優先株式 73,000千株	普通株式 1,827,196千株			
決算期	3月31日	3月31日	3月31日			
預金残高(単体)	31,460億円	40,418億円	32,357億円			
貸出金残高(単体)	25,122億円	38,697億円	24,405億円			
従業員数(連結)	2,472人	2,619人	2,150人			
店舗数(含む出張所)	106ヵ店	155ヵ店	118ヵ店			
大株主及び 議決権比率	株式会社 三井住友銀行	44.97%	株式会社 三井住友銀行	49.36%	株式会社りそな ホールディングス	100%
	みなと銀行 共栄会	8.32%	銀泉株式会社	4.95%		
	日本生命保険 相互会社	2.75%	株式会社 セディナ	3.77%		
	みなと銀行 従業員持株会	2.26%	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	2.70%		
	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	2.21%	三井住友カード 株式会社	2.43%		

### Q 株式交換とはどのようなものですか？

**A** 株式交換とは、A社の発行済株式の全部を、B社が発行する株式と交換することにより組織再編を行う行為です。今回のケースでは、A社が当行、B社が関西みらいFGとなります。株式を交換する際の比率を「株式交換比率」といい、今回の統合では、本冊子のP 4に記載のとおり、当行普通株式1株に対し、関西みらいFG 普通株式2.37株が割当て交付される予定です。

例えば、当行株式10,000株をお持ちの当行株主の皆さまには、関西みらいFG株式23,700株（10,000株×2.37）が交付されることとなります。

### Q 保有しているみなと銀行の株式はどうなるのですか？

**A** 株式交換による経営統合により、株式交換の効力発生日である平成30年4月1日に、当行は関西みらいFGの100%子会社になります。このため、当行は平成30年3月28日をもって上場廃止となりますが、当行株主の皆さまに対して、平成30年4月1日に関西みらいFGの株式が株式交換比率に応じて割当て交付されますので、当行株主の皆さまにおかれましては、引き続き東京証券取引所その他の金融商品取引所において当該株式の売買が可能になります。（株式の割当て交付に伴う当行株主の皆さまのお手続は不要です。）なお、当行の株式は、上場廃止日（3月28日）の前日である3月27日までお取引いただけます。

### Q みなと銀行の株主優待はどうなるのですか？

**A** 現行の当行の株主優待定期預金の継続の有無と併せて、関西みらいFGにおける株主優待制度につきましては、今後検討してまいります。

### Q みなと銀行の平成29年度の配当はどうなるのですか？

**A** 平成30年4月1日に、当行は関西みらいFGの100%子会社となりますが、平成29年度分として来年6月にお支払いする配当は、関西みらいFG1社のみを株主として開催される当行の株主総会后に、3月末時点の当行株主の皆さまに対して、当行からお支払いする予定です。なお、1株あたり配当は50円を予定しています。

## Q 株式交換によって単元未満株式が生じた場合はどうしたらよいですか？

**A** 本株式交換により、単元未満株式（1単元は100株です。）の割当てを受ける当行株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる当行株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定に基づき、関西みらいFGに対し、保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び関西みらいFGの定款の規定に基づき、関西みらいFGに対し、保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

## Q 株式交換によって1株に満たない端数が生じた場合はどうなりますか？

**A** 本株式交換により交付する関西みらいFGの普通株式に、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第234条の規定に従い処理いたします。

### ご参考 会社法第234条の規定

1株に満たない端数がある場合は、端数に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売に応じて得られた代金を交付することとなります。また、競売に代えて、市場価格のある株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって売却されることもあります。

## Q 現在利用している預金や融資は影響を受けますか？

**A** 本経営統合によって、お客さまのご預金やお借入が影響を受けることはありません。当行は引き続き合併をすることなく運営を行っていく予定であるため、銀行名、支店名や口座番号の変更の予定はなく、現在ご利用中のお借入についても現状と変わることなくご利用いただけます。本経営統合によって拡大する店舗ネットワークを活用すること等により、お客さまに一層便利で質の高いリテール金融サービスを展開してまいります。

### お問い合わせ先

株式事務についてご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 **三井住友信託銀行証券代行部**

専用ダイヤル **0120-782-031** (平日午前9時～午後5時)



みなと銀行

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。